

神根運動場周辺整備基本計画

概要版

令和5年3月

川口市

神根運動場周辺整備基本計画【概要版】

1章 現況調査

はじめに

- 埼玉県は、オリンピックをはじめ多くの大会で優秀な成績をおさめた選手を多く輩出してきた「水泳王国」であるが、県内には国内主要大会などが開催可能な県営の屋内50m水泳場がなく、水泳場建設は水泳競技の選手や携わる方々の長年の悲願であった。
- 川口市（以下「本市」という。）は、過去に埼玉県で開催された国民体育大会で青木町公園総合運動場の屋外プールが競技会場となるなど、水泳に対する熱意が高い地域であり、これまで水泳場の誘致活動に取り組んできた。
- 令和2年に「埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備地選定委員会」が設置され、令和3年3月に当委員会は、屋内50m水泳場の整備候補地として、神根運動場及び神根公園に決定、令和4年3月に埼玉県は「埼玉県屋内50m水泳場整備事業基本計画」を公表した。
- 以上より、本市としても、埼玉県の整備計画に併せ、川口市立北スポーツセンター及び神根西公民館を含む神根運動場周辺を一体的に整備する方針を示し、令和4年（2022年）3月に「神根運動場周辺整備基本構想」を策定した。この基本構想を踏まえ、市施設、屋外運動施設、公園等の必要機能、配置等を検討し、広く市民に愛される総合運動公園として具体化することを目的として、令和5年3月に「神根運動場周辺整備基本計画」を策定した。

1. 整備予定地の概要

- 整備予定地である神根運動場及び神根公園では、昭和46年（1971年）に北スポーツセンター及び神根西公民館が開設され、神根運動場は、平成6年（1994年）に設立した。その後、サッカー場兼ラグビー場、少年サッカー場、ターゲットバードゴルフ場が整備され、市民等のスポーツ振興の拠点として機能し続けている。
- 周辺には「川口ジャンクション」があり、東西南北を結ぶ首都圏における高速道路網の要衝となっていることから、車での来訪者が多い状況である。
- また、整備予定地は市街化調整区域であるため、開発行為は原則禁止となるが、都市計画法34条の立地基準の要件を満たす開発行為は許可される。



所在地	埼玉県川口市大字神戸767-1他
敷地面積	神根運動場：約11.9ha、神根公園：約2.7ha、北側用地：約1.95ha
区域区分	神根運動場、神根公園、北側用地：市街化調整区域
建ぺい率	神根運動場内：50%※、神根公園内：22%、北側用地：50%※ ※部分的に60%
容積率	神根運動場内：100%※、神根公園内：100%、北側用地：100%※ ※部分的に200%
交通アクセス	電車：JR武蔵野線 東浦和駅から徒歩25分 バス：JR京浜東北線 蕨駅から約20分「北スポーツセンター」下車 自動車：東京外環自動車道 川口中央ICから約1.1km、川口西ICから約2.4km
法的な位置付け	神根公園：都市公園（近隣公園）

2. 既存施設の現況（神根運動場及び北スポーツセンター）

- 神根運動場に含まれる運動施設は多岐にわたる。昭和46年に整備され、長らく利用されてきた施設も存在する。平成6年から平成23年にかけて順次整備を進めた結果、現在の施設構成となっている。
- 北スポーツセンターには、神根西公民館を含み、体育館（バスケットボール2面）、室内温水プールが備わっている。築後約50年近く経過し老朽化が進んでいる。
- 公共施設の再編・複合化の観点のもと、住民ニーズにあった施設構成の検討が求められる。

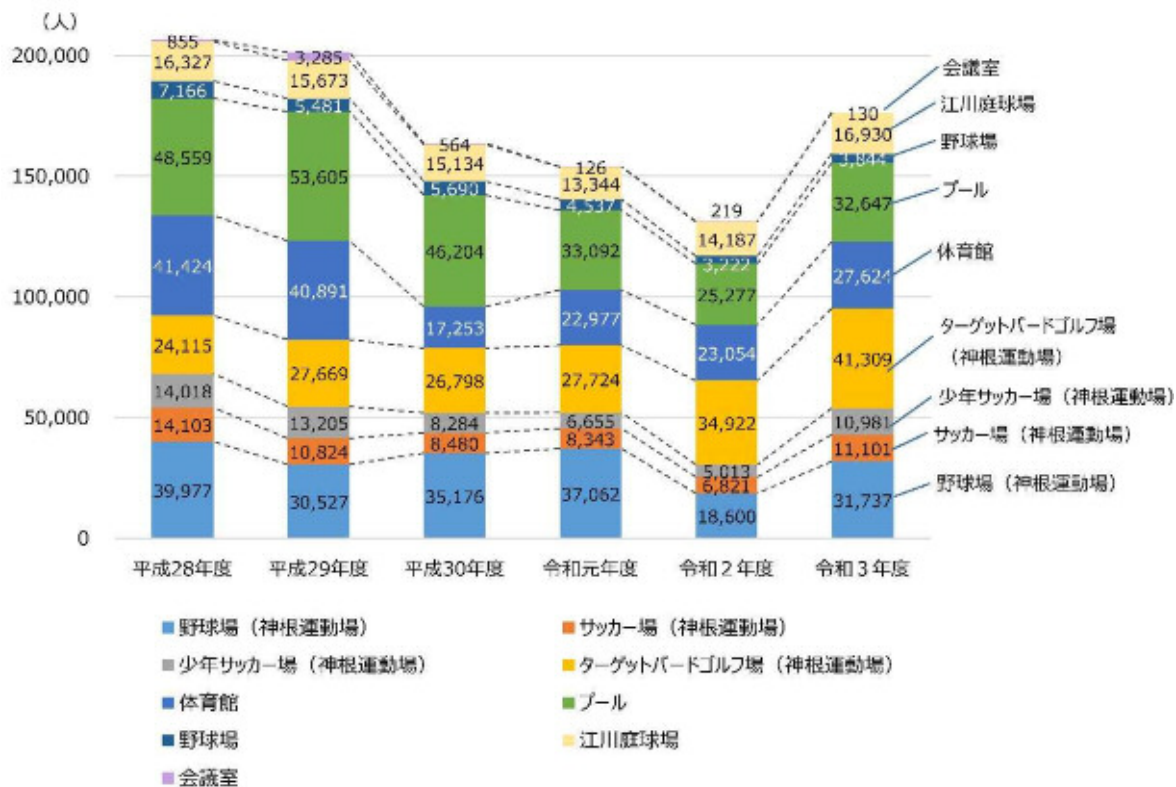


施設名	面積 (㎡)	完成年月日	主な施設
①北スポーツセンターソフトボール場	5,165	昭和46年5月	ソフトボール場1面
②神根運動場野球場	約22,000	平成6年6月	野球場4面
③神根運動場競技場A	約13,000	平成11年4月	サッカー場兼ラグビー場1面
④神根運動場競技場B	約5,173	平成11年4月	少年サッカー場1面
⑤神根運動場競技場C	約13,698	平成13年12月	ターゲットバードゴルフ場1面
⑥野球場	約19,540	平成17年9月	野球場1面
⑦ソフトボール場	約12,500	平成17年10月	ソフトボール場1面
⑧少年ソフトボール場	約4,500	平成18年3月	少年ソフトボール場1面
⑨青少年野外活動広場	約1,370	平成23年9月	青少年野外活動広場

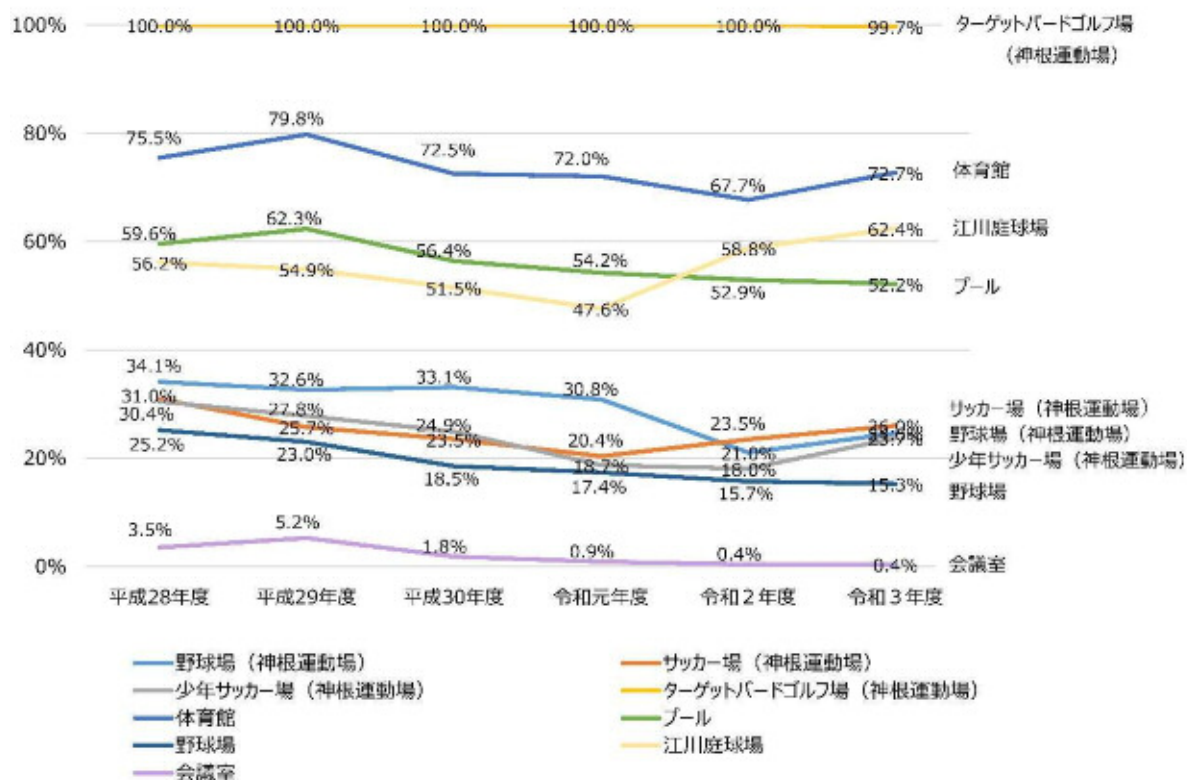
3. 神根運動場及び北スポーツセンターの利用状況

- 神根運動場及び北スポーツセンターの利用者数の推移を以下に示す。令和3年（2021年）度は、ターゲットバードゴルフ場の利用者数が最も多い。また、「プール」「体育館」「野球場」の利用者数は、ターゲットバードゴルフ場に次ぐ利用者数が多い施設となっている。
- 稼働率の推移をみると、主に30%以下の低稼働率の施設（サッカー場・野球場）、50～80%の中程度の稼働率の施設（体育館・プール等）、100%の稼働率である高稼働の施設（ターゲットバードゴルフ場）に分類できる。

神根運動場等の利用者数



神根運動場等の稼働率



4. 国等の施策方針及び先進事例研究

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月）」では、「次なる時代をリードする新たな成長の源泉」として、「日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～」が掲げられている。その中で、「スポーツ・文化芸術の振興」の観点にも触れられており、「国民が気軽にスポーツできる環境を整備」すること、「スポーツ・健康まちづくりの推進」を目指す等の目標が掲げられている。
- 各中央省庁の取組に着目すると、「公園等のオープンスペースの有効活用」、「ウォーカブルな街づくり」、「都市公園の柔軟な管理のあり方」が特に関連する動向として挙げられる。
- その他、昨今重要視されている視点として、「生物多様性」、「グリーンインフラ」、「インクルーシブ公園」が挙げられる。
- 上記の施策の方向性に関し、より具体的な取組や効果等を検証するため、先進事例研究を行った。

公園等のオープンスペースの有効活用

- スポーツ庁が策定した「第3期スポーツ基本計画（中間報告）」においても、「既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出」を図ることとしている。
- これを通じて「安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る」ともしている。

ウォーカブルな街づくり

- 国土交通省は「居心地が良く歩きたくなる街路づくり」の観点で、「ウォーカブルな街づくり」を推進している。
- 沿道と路上を一体的に利用しつつ、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場を提供することを通じて、都市に活力を生み出すことを目指している。

都市公園の柔軟な管理のあり方

- 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書において、「社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）と移行すべき」と方向付けている。

上記3つの施策の方向性に関連する先進事例（以下、事例を抜粋）

鹿児島市新鴨池公園水泳プール

老朽化した鴨池公園水泳プール敷地に、国際公認50mプール、国内公認25mプール、幼児プール、国際公認飛込プール（屋外）、観客席、スタジオ、トレーニングスペース（水泳のみに留まらない多種多様な運動を行える施設）等を整備。

<事業の効果>

- ✓ プールに加えてスタジオ、多種多様な競技に対応したトレーニングスペースを準備する等、スポーツを軸とした地域拠点として機能
- ✓ 安定的な施設稼働を実現するとともに、民間提案によるスタジオを設置し、多様な市民サービスを提供

南池袋公園

地域住民やカフェ事業者らと行政が協力し、新しいスタイルで運営を実施。防災拠点としての性格も併せ持たせ、公園施設は、災害トイレや備蓄倉庫等の他、区の災害対策本部と連携した災害情報の伝達機能も持つ。

<事業の効果>

- ✓ 全面芝生張りの明るい空間の公園に生まれ変わり、南池袋のエリアとしての価値向上を図るため、オープンスタイルのカフェ・レストラン等の誘致を行い、昼夜問わず多くの人で賑わう人気のスポットとなった。
- ✓ 当公園に隣接する緑豊かな広幅員歩道の街路空間を有効活用し、オープンカフェ・キッチンカーやマルシェ等の社会実験を行い、相乗効果を目指している。

西東京いこいの森公園

指定管理者制度導入に当たり、公園単体ではなくエリアマネジメントを意識し、地域連携・市民協働の推進を最も重要な目的としたうえで、単なる業務委託の延長ではなく民間の能力を最大限発揮できるように制度設計。スポーツ施設の指定管理者と協力したスポーツイベントや地元農家とコラボしたファーマーズマーケット等の様々な地域連携の取り組みを推進。

<事業の効果>

- ✓ ユーザー視点の市民協働によって導入された市民協働推進型指定管理者制度により、市民ニーズを踏まえた事業が多数実施。
- ✓ 行政と指定管理者が互いをパートナーとして認め合いながら連携して取り組む体制が構築され、行政側だけでは実現が困難な多くの事業・新たな市民サービスを効果的に実施。

5. 現状における課題と検討の方向性

- 1～4にかけて行った調査分析結果を踏まえ、本基本計画における施設整備の方向性やコンセプトに結び付く課題を整理した。これらの方向性を基に第2章の基本計画において詳細な検討を行うこととする。

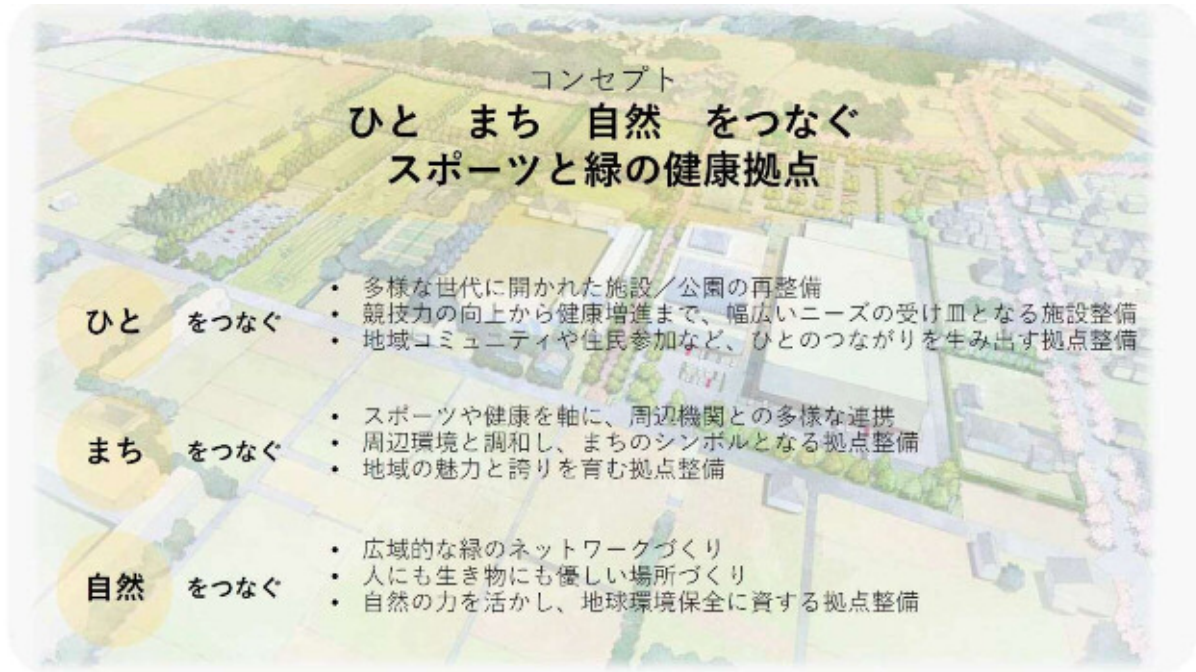
項目	現状	課題
本市及び整備予定地の概要	<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップに関して、一部箇所では2m程度の盛土がなされ、浸水深0.5m未満となっているものの、大部分が浸水深0.5～3mの浸水想定区域となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業における公園整備に際して「防災拠点」としての機能に留意する必要がある。 また都市公園の諸機能に含まれている、「都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る」観点にも留意が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> 「川口市景観計画」において、建築物の高さの最高限度10mの規定あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ制限に留意しつつ、周辺景観との調和に配慮する観点も重要である。
	施設整備の方向性とコンセプトへの結びつけ	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 周辺環境と一体化した施設整備 ➢ 災害時に強い避難施設、防災機能を備える ➢ 近隣緑地と連携した緑のネットワークづくり 	
項目	現状	課題
敷地条件、スポーツ施設の利用状況等について調査及び整理・分析	<ul style="list-style-type: none"> 神根運動場の利用者数及び稼働率は低減傾向。ただし、ターゲットバードゴルフ場等一部施設は高稼働を維持。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズや利用状況を踏まえた改修及び施設の複合化の視点が重要。
	<ul style="list-style-type: none"> 市内及び近隣類似施設が多く配置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣類似施設に含まれる機能との差異化が必要。 特に、国際規格の50m屋内プールは他との差異化を図ることが十分に可能な機能となる。
	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数の減少、飲食スペース等の賑わい施設の不足。 ランニングコース等の公園内の自然と触れ合える環境の不足。 	<ul style="list-style-type: none"> 単に運動をするだけではなく、「市民が憩い・集う場」の創出が必要。
施設整備の方向性とコンセプトへの結びつけ		
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 様々な主体・多様な世代に開かれたスポーツ環境の整備 ➢ 利用者の健康増進や競技力向上 ➢ 多様な競技に取り組むことができる運動拠点の整備 ➢ 多世代が集う憩いの空間の整備 ➢ スポーツを軸にした地域コミュニティの醸成 	
項目	現状	課題
国等の施策方針及び先進事例研究	<ul style="list-style-type: none"> 「公園等のオープンスペースの有効活用」、「ウォークアブルな街づくり」「都市公園の柔軟な管理のあり方」「グリーンインフラ」「インクルーシブ公園」の導入が国等で進められている。 先進事例においても上記の観点に対応した取り組みが進展。 	<ul style="list-style-type: none"> 国等の施策を踏まえつつ、本事業における特殊事情に対応するような事業の展開が必要。 他事例より、特に「多様な世代が集い地域活性化の拠点となる」こと、「公園内を散歩したくなるような工夫」、「既存樹木等を残しつつ自然と触れ合える環境の整備」の3点に留意しつつ本事業を進める必要がある。
	施設整備の方向性とコンセプトへの結びつけ	
		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 美しい緑を取り込むことによる街の魅力向上・シンボル性の創出 ➢ 近隣緑地と連携した緑のネットワークづくり ➢ 生物多様性の保全 ➢ 魅力ある緑を活用した賑わいの創出 ➢ 環境に配慮した施設整備

2章 基本計画

1. 整備コンセプトの整理

- 従前基本構想では、埼玉県屋内50m水泳場の整備と公園区域の拡大を契機として、2つの軸（スポーツ・運動場整備と公園整備）と、多様な視点（利用者、地域、広域・まち、地球環境等）を踏まえて、「ひと まち 自然をつなぐスポーツと緑の健康拠点」を基本構想コンセプトとして策定した。
- 基本計画では、このコンセプトと視点を踏襲しつつ、新たに防災公園として位置付けられることから災害時における防災機能の向上、公園全体の効率的な活用を踏まえて、具体の計画指針となる整備コンセプトを策定した。

(従前) 基本構想コンセプト



基本計画 整備コンセプト

1. 多様な主体・世代が利用できる運動環境の整備

- トップアスリートが集う県プール施設から、地域スポーツ・レクリエーションの受け皿となる様々な運動施設の再整備
- 多様な主体・世代が利用できる運動場・広場等の整備
- 気軽に体を動かせる機会や空間の整備

2. だれもが利用しやすい開かれた公園整備

- バリアフリー、ユニバーサルデザインの促進
- 来訪者、利用者に対する受付・案内機能の整備
- 年齢や障害の有無に関係なく利用できる施設の整備

3. 日常利用の促進も兼ね備えた防災拠点の整備

- 広域避難場所となる平場空間（広場・屋外運動施設）の整備
- 災害時には雨水貯留機能を担う緑化基盤や貯留槽の整備
- 日常・災害時の双方で利用できる什器等の整備

4. 地域コミュニティを育む活動拠点の整備

- スポーツ団体やボランティアの活動を支える機能整備
- 市民が憩い、集う交流の場の整備

5. 地域の魅力と一体となる心地よい緑景観の整備

- 地域の自然景観の魅力を味わう緑景観の整備
- 公園の骨格となりまちのシンボルとなる園路の整備

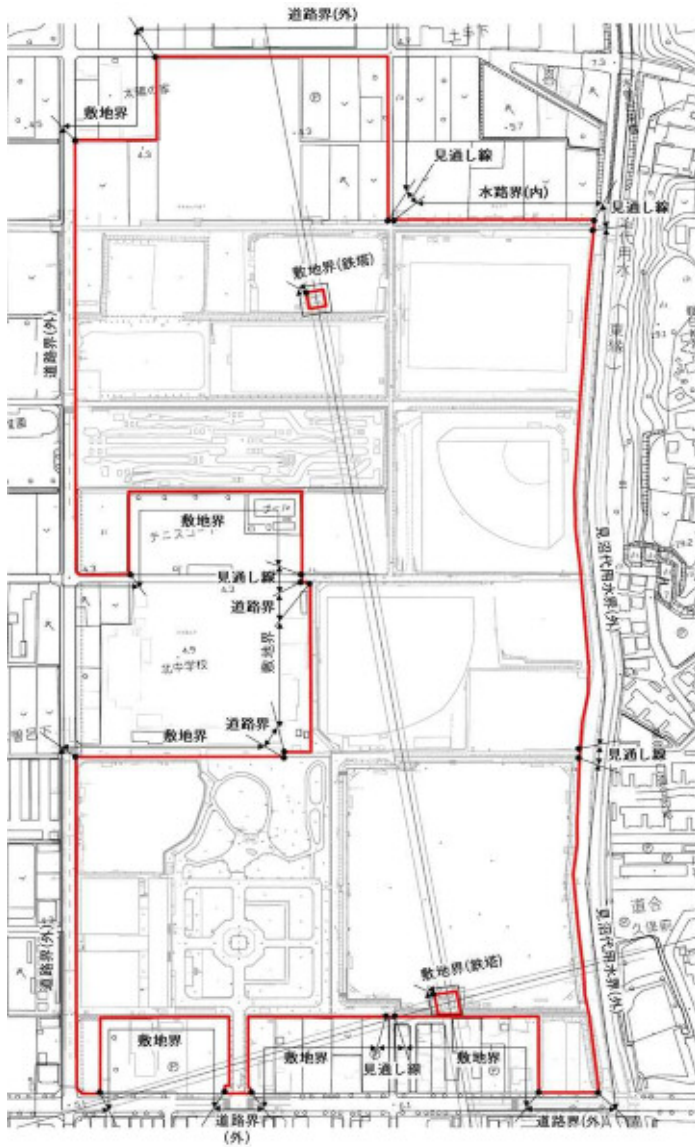
2. 整備方針の検討

(1) 整備に係る前提条件の整理

① 整備区域図




- ・ 現況運動施設の範囲を公園区域に含むとともに、川口市都市公園条例に定める設置基準（運動施設規模/公園敷地面積<50%）を満たすよう、木曽呂放水路北側の低未利用地を中心に公園区域を拡大する。
- ・ 市道幹線第45号線（たたら荘前通り）側については、既に沿道の土地利用が進み、また、市道も歩車分離の整備が完了していることから、円滑な駐車場出入口の整備が可能となるよう、一部区域を拡大する。
- ・ 市道幹線第44号線側については、埼玉県屋内50m水泳場の新設と公園の区域拡大にともなう自動車交通の増加や公園側歩行者動線の未整備等に対応するため、低未利用地部分を区域に含み公園として整備を行う。
- ・ 道路水路については、土地利用形態の変化に伴いその機能を残す必要がなくなっている施設は廃止を前提とする。

整備区域図



道路・水路の取扱い



	廃止を予定する路線
	拡幅整備を予定する路線
	交差点改良予定箇所

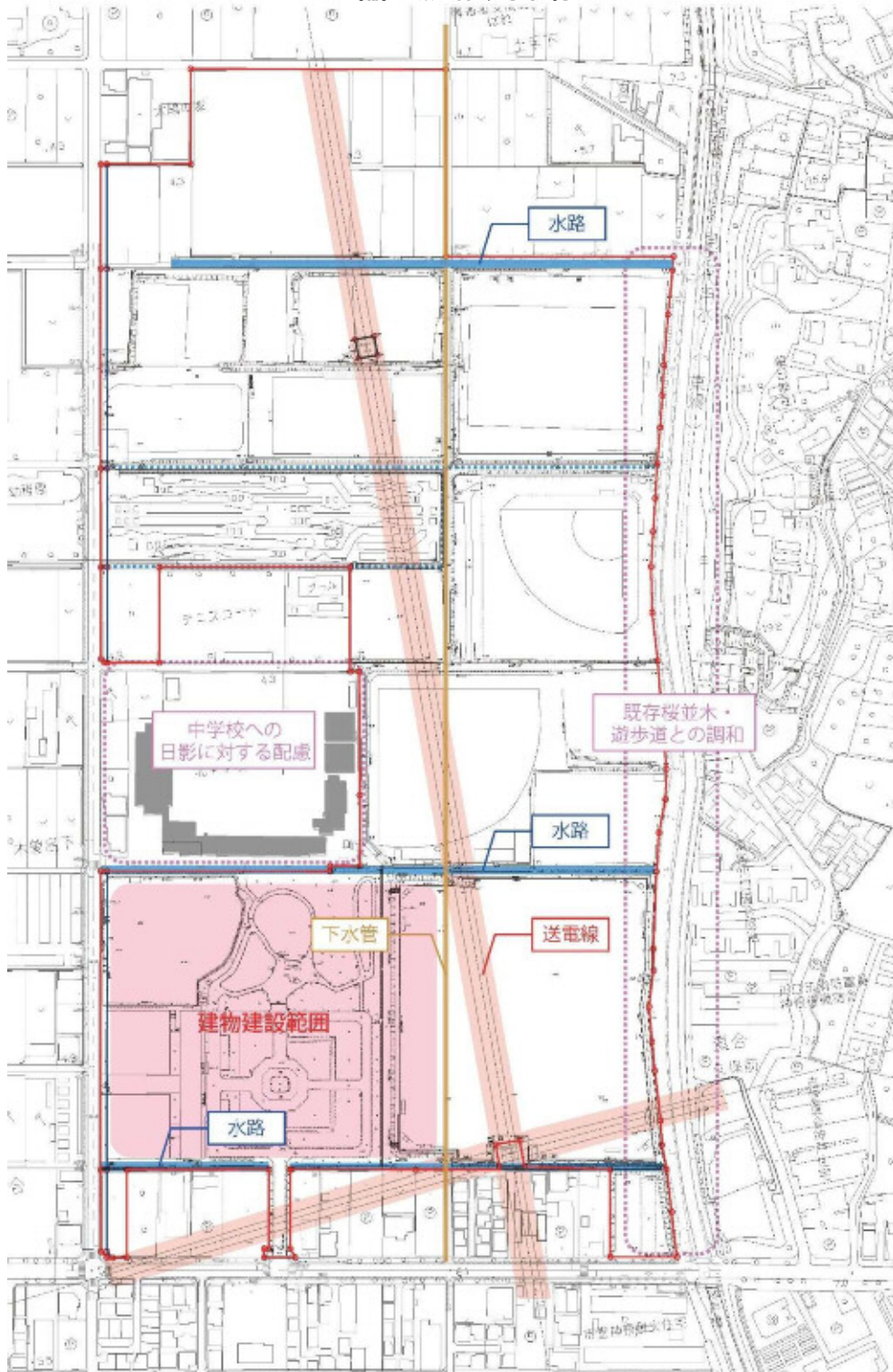
2. 整備方針の検討

(1) 整備に係る前提条件の整理

② 整備区域における制約・前提条件

- ・ 計画地に配置された送電線には建築制限が生じ、送電線の四周4.8mに離隔距離が必要。
- ・ 計画地を南北に縦断する下水管が、概ね地盤レベルー4m程度に埋設されており、これを避けた位置で建物計画を行う。
- ・ 既設水路のうち、木曽呂放水路及び南側の2本の水路は現在も利用されていることから、廃止することができない。
- ・ 計画地東側に流れる見沼代用水には、桜並木と歩行者・自転車専用道が整備され、計画地の景観的なシンボルとなっており、これらとの調和を図る。
- ・ 川口市立北中学校への日影・騒音等に配慮した建物計画とする。

整備区域における制約



2. 整備方針の検討

(2) 整備方針

① 建物配置ゾーン

- 建物配置ゾーンは、日影・電線・下水管等の制約に配慮し、計画地南側とする。また、県施設とは連携できるよう協議・計画しているため、共用部を介して両施設間の相互移動が可能になるよう県施設に近傍配置する。

② 屋外運動施設・公園ゾーン

- 計画地の東西幅が広い中央のエリアで極力整形地を確保する。また、高さの必要な球技を考慮し送電線直下を極力避けた配置とするとともに、見沼代用水との連携や視線の抜けにも配慮する。
- 屋外運動施設は、複数の競技・グラウンドを集約、共用化する方針として、再整備する。

③ 広場・緑地等ゾーン

- 見沼代用水沿いの自然景観や運動施設との連携に配慮し、複数のまとまりのある広場・緑地を分散配置する。埼玉県条例の緑化基準を満たしつつ効率的な土地利用に配慮する。

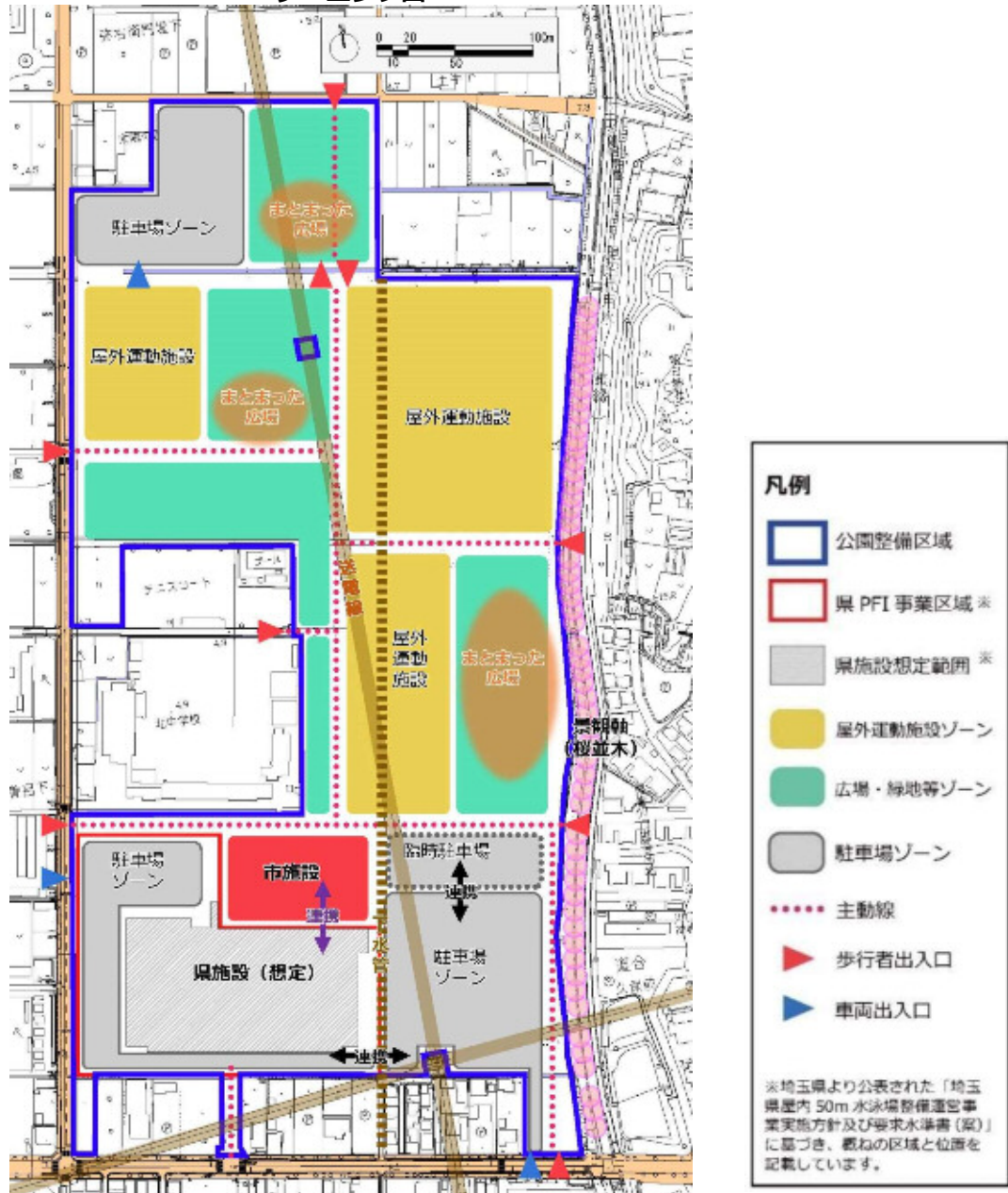
④ 駐車ゾーン

- 駐車場は分散して周辺道路負荷低減に配慮するとともに、道路際に集約して歩車分離を図る。また、市県駐車場連携や臨時駐車場の整備により、効率的な土地利用に配慮する。

⑤ 歩行者動線計画

- 計画地内・公園への出入口は、外周道路沿い・見沼代用水沿いにバランスよく配置し、多方面からのアクセスに配慮する。園路は、スムーズな移動と、各施設への分かりやすいアクセスに配慮する。東西／南北に骨格となる主要な園路は、列植等の修景要素でシンボル性のある園路として整備する。

ゾーニング図



3.各施設の機能・規模の検討

(1)建物施設の機能・規模の検討

①スポーツセンターの導入機能・規模の検討

- ・ 既存建物内のプール及びプール関連機能は、新たに誘致される県プールと機能が重複することから廃止とする。
- ・ 体育館機能は、コート面積を拡大し、必要とされる関連諸室面積を追加した。
- ・ その他、コンセプト検討に伴い、今後新設が見込まれる機能を想定するとともに、新設機能については、今後関連団体等の意向も踏まえながら確定していく。

スポーツセンター 新旧整理表

大分類	諸室 (赤字は新規機能)	既存面積	新設整備 面積(目安)	整備理由・根拠	
体育館機能	競技空間	体育館	1,296 m ²	1,900 m ²	バスケットコート2面として再整備。南北方向40mの要望。
	付帯施設	倉庫(=器具庫)	44 m ²	200 m ²	アリーナ面積の10~20%として想定。・・・B
		会議室	72 m ²	120 m ²	日常の職員会議から団体の研修・交流/大会時の控室等として利用。現状の1室から、多少規模を拡大し、大小多様な利用も可能な3分割程度の室を想定。
		男子ロッカー等 (現状63個)	81 m ²	85 m ²	コート1面あたり30名、男女ともに計60名分を整備。 ロッカー・脱衣所:1.0m ² /人・・・A
		女子ロッカー等 (現状43個)	81 m ²	85 m ²	シャワー室:1.5m ² /人(ロッカー100個につき5~7個=4個)・・・A 洗面台:1.5m ² /人(ロッカー100個につき3~5個=3個)・・・A 更衣室内トイレ:約15m ² 程度
		大会関連諸室	現状なし	120 m ²	体育館規模拡大に併せて、市大会程度を開催する想定で追加。 大会本部室、役員控室、監視室、審判室等。1室20m ² 程度。大会利用がない際は会議室等としての利用も可能。
		放送室	現状なし	20 m ²	市大会程度を開催する想定で追加。アリーナに面して配置。
		医務室	現状なし	50 m ²	市大会程度を開催する想定で追加。
		観覧席	現状なし	180 m ²	市民の「みる」スポーツに資する機能、大会時等の参加校・関係者観覧で追加。 300席程度
	ランニング走路	現状なし	520 m ²	日常の利用率向上、大会時のウォームアップ、トレーニング室等と連携したランニング利用を想定。幅員2m程度でアリーナ2階周囲に計画。	
	その他機能空間	トレーニングルーム	現状なし	300 m ²	競技選手の強化から、市民の健康増進に寄与まで幅広い利用が見込める機能として追加を想定。
		指導員室	現状なし	25 m ²	地域コミュニティのスポーツ利用促進に配慮し、日常の利用者に対するスポーツ指導、啓蒙、地域スポーツ開催時の運営の為の室として想定。
		幼児体育室・託児室	現状なし	25 m ²	全ての世代がスポーツに親しめるよう、子育て世代の運動をサポートする施設として想定。
		クラブルーム	現状なし	50 m ²	地域のスポーツクラブの活動を支援するための室。現 神根運動場の利用団体が多く、需要があれば想定。
		多目的室	現状なし	200 m ²	特定の競技に固定せず多目的(ダンス、エアロビクス、太極拳、健康体操など)かつ、室内で行う軽体操等全般での利用を想定。
共用部	廊下	99 m ²	500 m ²	施設全体の共用部(エントランス、通路、便所等)として計画。 全体延べ面積の5%~10%が一般的。エントランス空間内に、スポーツ情報コーナーや、軽食コーナーなど市民が気軽に利用できるスペースを見込み、10%を想定。	
	連絡通路	40 m ²			
	便所	10 m ²			
	玄関ホール/玄関	125 m ²			
プール機能	競技空間	プール	1,296 m ²	中止	県プール建設に伴う機能重複のため、見込まず。
	競技具体施設	会議室	73 m ²	中止	
		男子ロッカー等	154 m ²	中止	
		女子ロッカー等	135 m ²	中止	
	共用部	廊下	99 m ²	中止	
連絡通路	40 m ²	中止			
管理機能	管理諸室	事務室	54 m ²	100 m ²	運営者等の増加を見込み、現状の倍程度で想定
		控室	27 m ²	27 m ²	据え置き
		放送室	6 m ²	6 m ²	据え置き(館内放送用とし、体育施設の放送室とは別)
		倉庫	6 m ²	6 m ²	据え置き
		湯沸室/洗面室	8 m ²	8 m ²	据え置き
		防災備蓄倉庫	現状なし	50 m ²	既存施設の位置付け(北スポーツセンター:一次避難場所、神根西公民館:指定緊急避難場所(風水害))を鑑み、有事の際の機能継続に配慮して想定。
		施設管理者用諸室	現状なし	100 m ²	施設規模の増加、運営者スペース等を想定し追加。 管理者用更衣室/清掃員控室/倉庫 各25m ² 程度×4室
設備室	設備諸室	電気室	44 m ²	200 m ²	既存施設の位置付け(北スポーツセンター:一次避難場所、神根西公民館:指定緊急避難場所(風水害))を鑑み、有事の際の機能継続に配慮して想定。電気室内に整備。
		発電機室	現状なし		
		ボイラー、ポンプ室	112 m ²	m ²	プール機能中止によりボイラー室不要。ポンプ室等は、衛生機械室として登録。
		衛生関連機械室		100 m ²	
		空調関連機械室		200 m ²	別途、室外機置場・排煙機置場(150m ² :屋外設置のため容積対象外)を想定。
		廊下、倉庫	34 m ²	m ²	適宜
		3,936 m²	5,177 m²		

※整備面積は目安とし、柱スパン・ゾーニングに併せた検討により変動する可能性があります。

②公民館の導入機能・規模の検討

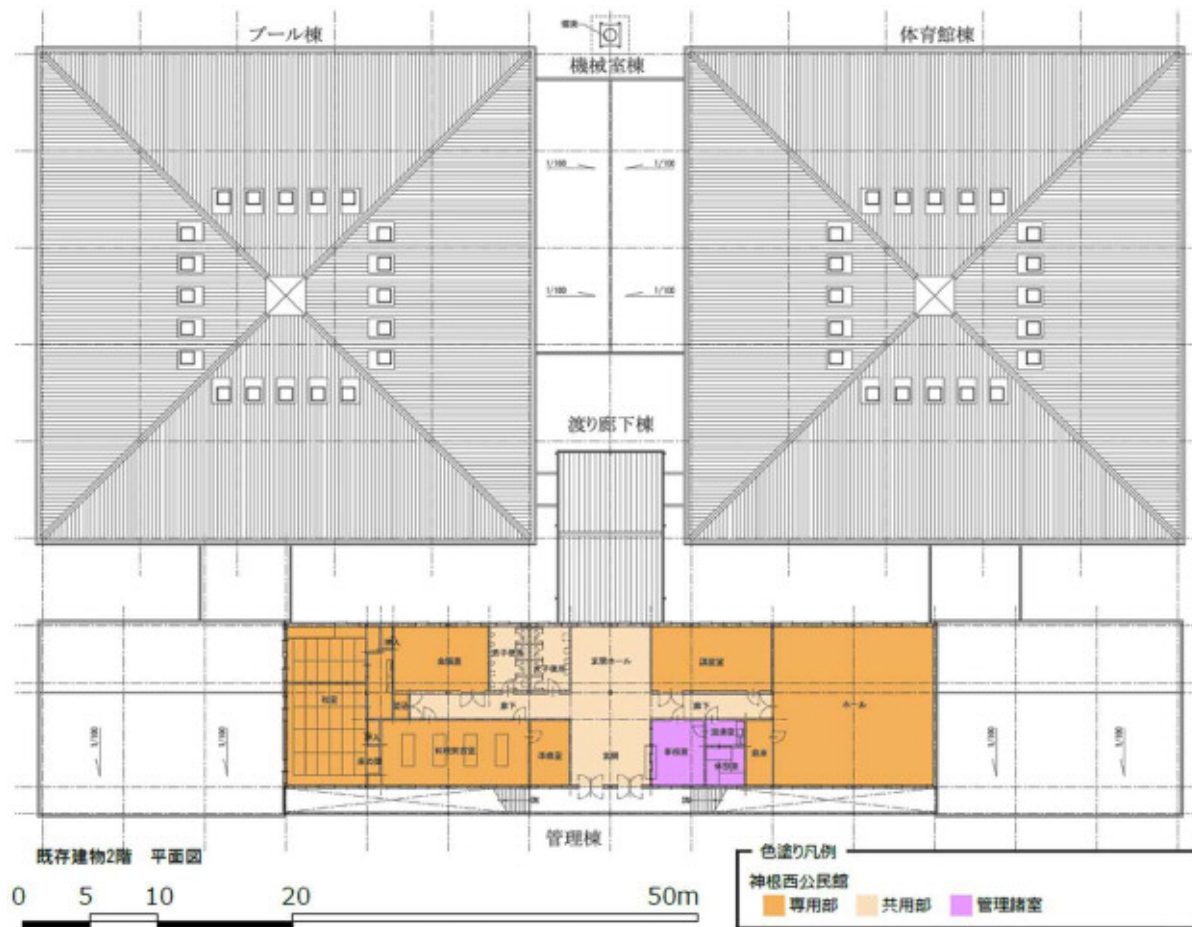
- ・ 公民館機能については、概ね現況と同様とする。
- ・ 利用団体からの要望や市内他公民館の状況を鑑み、機能・規模を適宜見直した。

公民館機能 新旧整理表

大分類	諸室	既存面積	新設整備面積 (目安)	団体要望・整備理由・根拠
公民館 専用室	ホール (倉庫含む)	155 ㎡	330 ㎡	倉庫 (30㎡程度) 含む。天井高 4 m程度を確保。
	講座室 (→会議室)	45 ㎡	60 ㎡	「会議室」と名称変更し整備。倉庫 (10㎡程度) 含む。
	料理実習室 (準備室含む)	72 ㎡	70 ㎡	食器棚、調理台 5 台を設置。
		㎡	㎡	
	会議室 (→ミーティング室)	36 ㎡	40 ㎡	「ミーティング室」と名称変更。試食室としても利用できるよう、料理実習室と隣接。
	和室 (日本間 1号・2号)	93 ㎡	80 ㎡	日本間 (定員40名) として整備。出入口スペース、収納等 (20㎡) 含む。
公民館 共用部	視聴覚室	0 ㎡	60 ㎡	新規機能。倉庫 (10㎡程度) 含む。防音機能、音響設備設置。
	玄関ホール/玄関 (→展示ホール)	72 ㎡	72 ㎡	「展示ホール」と名称変更し、整備。
	廊下	42 ㎡	42 ㎡	同等程度を目安とし、プランに併せて適宜調整。
公民館 管理諸室	男女便所	30 ㎡	56 ㎡	多目的トイレ、EV設置スペースを含む。
	事務室	21 ㎡	0 ㎡	公民館内に事務室は不要の為、削除。
	倉庫	0 ㎡	30 ㎡	事務室を中止し、利用団体の倉庫を確保。
	湯沸室	6 ㎡	10 ㎡	授乳室をかねる。
	休憩室 (従業員室)	9 ㎡	10 ㎡	清掃業務員用の休憩室。
		581 ㎡	860 ㎡	

※整備面積は目安とし、柱スパン・ゾーニングに併せた検討により変動する可能性があります。

公民館現況図



※既存建物図面は、川口市HPに掲載の「既存施設に関する図面 (PDFファイル)」を利用。
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01010/030/36069.html>

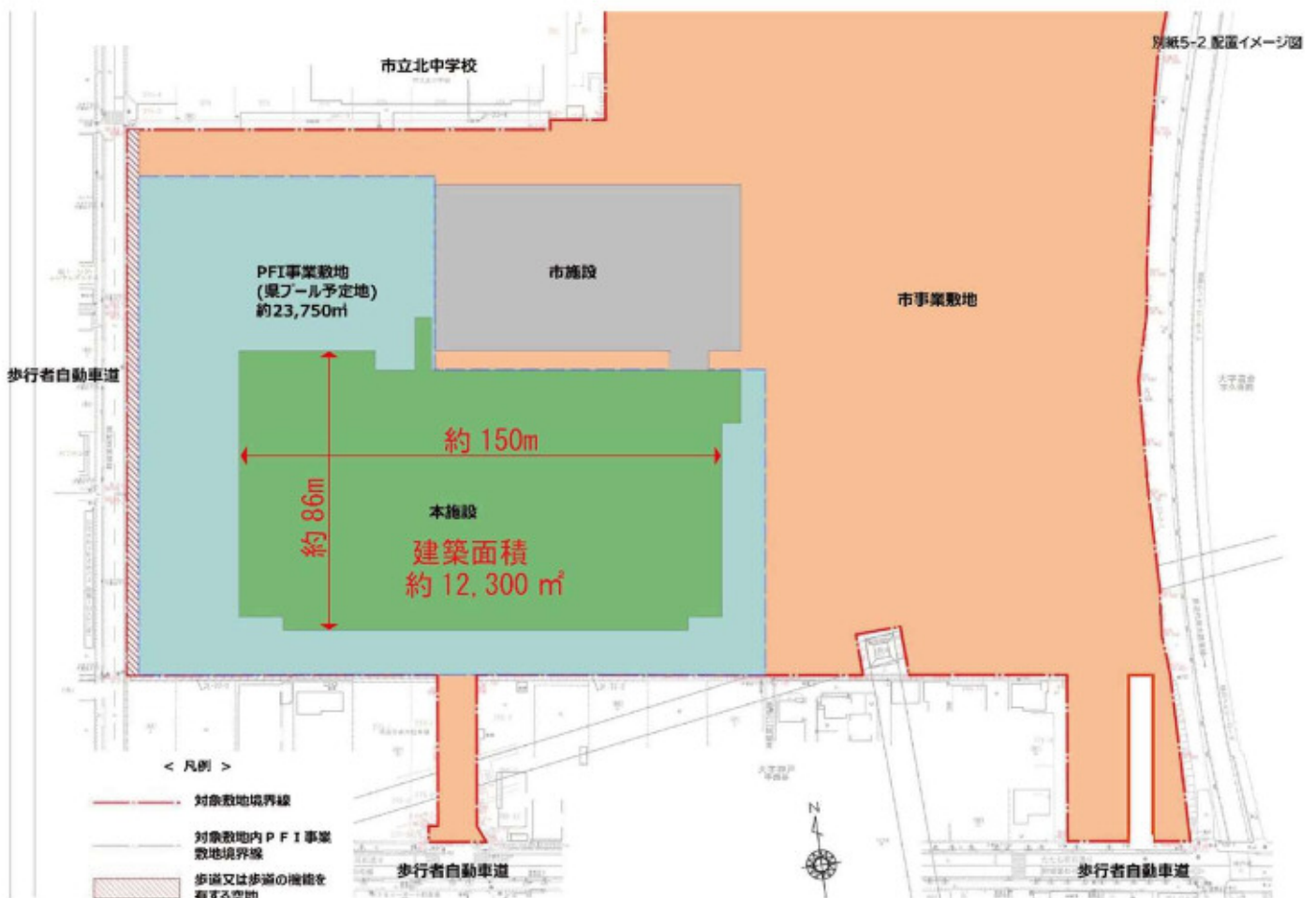
3.各施設の機能・規模の検討

(1)建物施設の機能・規模の検討

③県施設の導入機能・規模の整理

- ・ 県施設の導入機能・規模は、埼玉県から令和4年9月30日公表された「埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業 実施方針」（以下、実施方針とする）並びに、「埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業 要求水準書（案）」（以下、要求水準書（案）とする）を参照した。
- ・ 要求水準書（案）では、計画地南西角部分の約23,750㎡を「PFI事業敷地（県プール予定地）」とし、プール施設を建設する。国内主要大会の開催が可能な屋内水泳場として、メインプール（50m×10レーン）、飛込プール（25m×22m）、サブプール（25m×10レーン）、観客席（3,000席以上）、大会諸室、競技力向上施設等の整備が想定されている。
- ・ 全体規模は、要求水準書（案）の「別紙5-2 配置イメージ図」を参照した。東西幅約150m、南北幅約86m、3階建ての規模となり、建築面積は約12,300㎡程度（いずれも別紙5-2をもとにCAD計測）となる。
- ・ 延べ面積は、現時点では不明であるが、同規模の千葉国際総合水泳場の約24,300㎡（50mプール、25mプール、飛込プール、観客席約3,660席）を参酌し、約30,000㎡に設定した。なお、県プールは今後、事業者公募の自由提案により計画が確定するため、設定した数値は全て想定とする。

県施設の規模



出所：埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業実施方針 別紙5-2配置イメージ図 に規模追記

3.各施設の機能・規模の検討

(2)屋外運動施設並びに公園施設に関する機能・規模の検討

①屋外運動施設の再整理

- ・ 都市公園法等の規定により、公園内に設置できる運動施設の上限は、公園区域面積の50%以下とする必要がある。
- ・ 運動施設には、県プール施設・市施設・屋外運動施設が含まれ、現状の屋外運動施設をすべて同規模で再整備した場合、県プール施設・市施設を除いて、上限値を超過する。
- ・ 参考として、建物施設（市施設・県施設）を約17,000㎡とすると、運動施設の割合を50%以下とするためには、現状規模から30,000㎡程度の縮減が必要となる。

既存屋外運動施設面積と運動施設の割合

施設名称（青文字：市管理施設／赤文字：行政財産使用許可に基づく施設）		面積
現状の屋外運動施設	北スポーツセンターソフトボール場（ソフトボール場1面）	5,165 ㎡
	神根運動場野球場（野球場4面）	22,000 ㎡
	神根運動場競技場A（サッカー場兼ラグビー場）	13,000 ㎡
	神根運動場競技場B（少年サッカー場1面）	5,173 ㎡
	神根運動場競技場C（ターゲットバードゴルフ場）	13,698 ㎡
	野球場	19,540 ㎡
	ソフトボール場	12,500 ㎡
	少年ソフトボール場	4,500 ㎡
	青少年野外活動広場	— ㎡
	現在の合計面積：	
全て再整備した場合の運動施設の割合：		57.9 %

※1 公園面積は測量図に基づくCAD計測値のもとに16.5haと設定。

※2 屋内運動施設（県プール、市施設建替え）は含まず、運動施設の割合が超過。

※3 行政財産使用許可に基づく施設については、整備事業が始まるまでの一時的な措置。

②公園施設の検討

- ・ 公園に設置する施設は全て、都市公園法第2条2項（公園施設の定義）並びに、都市公園法施行令第5条（公園施設の種類）に位置付けられている。公園施設の種別ごとに導入を想定している機能一覧を下表に示す

導入公園施設一覧

1号 園路及び広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広場は、運動競技のエリア設定や、周辺環境との連携を考慮し、園内に大小・複数個所に設置する。 ・ 園路はスムーズな移動や施設間連携に加え、景観性・シンボル性にも配慮する。園路幅員は多数の歩行に配慮したゆとりある幅員を前提に、災害時の車両通行等も可能な幅員とする。 ・ 主要な園路とは別にジョギング等を楽しめるランニング走路を設ける。
2号 修景施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池等が該当する。 ・ 屋外運動施設等の再整備に配慮して修景施設を配置するが、埼玉県条例（敷地面積3,000㎡を超える場合は埼玉県に申請）に基づく緑化量を確保する。
3号 休養施設 4号 遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩所（あずまや）や、ベンチ・野外卓を設け、公園利用者の休息、観覧、憩いの場とする。 ・ 公園遊具や健康増進器具等を設ける。 ・ 公園遊具にはインクルーシブ遊具も含み、健常者と身障者が区別なく利用できるよう配慮する。
5号 運動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外運動場並びに、市施設（体育館）、県施設（プール）を想定。 ・ 設置面積の合計が都市公園法における運動施設率（公園区域面積の50%）を超えないよう設置する。
6号 教養施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物園、温室、動物園等 なし
7号 便益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便所、駐車場・駐輪場、水飲、手洗い等を整備する。
7号 便益施設（駐車・駐輪施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の計画地には駐車施設が複数分散配置されている。 ・ また外周道路から離れた位置に配置されているため、計画地内を車両が走行し、歩車分離が図られていない。再整備にあたっては歩車分離を図りつつ、適切な駐車台数を整備する。
8号 管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 門、柵、管理事務所、倉庫、標識、照明施設、雨水貯留施設等が該当する。 ・ 屋外運動施設の運営、並びに公園の総合受付・案内機能を設けた管理事務所を設ける。 ・ 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき、必要な雨水流出抑制施設を設ける。
9号 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難場所としての位置づけを踏まえ必要な機能（備蓄倉庫、災害トイレ、非常用発電機設備等）を設ける。

4. 配置計画の検討

(1) 各種動線計画

① 歩行者動線計画

- ・ 出入口を分散・バランスよく配置、公園内は広幅員の主園路を東西・南北に設け、各施設へスムーズにアクセスできる分かりやすい計画とした。現状中学校の生徒が登下校に利用している出入口・動線も残し、利便性に配慮した。

② 車両動線計画

- ・ 駐車場を道路沿いに計画し、歩車分離を図った安全な計画とした。出入口は、外周道路に分散して設け、特定の道路に対する交通負荷を低減させ、平常時は市・県両施設で個別に駐車場運営が可能な計画とした。
- ・ 大規模大会等で駐車需要が増大する際は、市・県の駐車場で連携可能な計画とし、車両出入口も一方通行（南側IN、西側OUT）で運用する等、南側の交差点への交通負荷を抑える工夫が必要である。

歩行者・車両動線計画図



4. 配置計画の検討

(2) 屋外運動施設の配置検討

- 屋外運動施設の配置検討にあたっては、現況、主な課題を踏まえ、以下の配置方針を整理し、配置検討を行った。

① 屋外運動施設の現況

1) 現況の配置と競技

現在の屋外運動施設は、9つの競技場（青少年野外活動広場を含む）で構成され、野球場・ソフトボール場・少年ソフトボール場・サッカー場兼ラグビー場・ターゲットバードゴルフ場等で利用されている。

2) 現況の稼働率

神根運動場及び北スポーツセンターの利用者数について、令和3年（2021年）度はターゲットバードゴルフ場の利用者数が最も多い。稼働率の推移をみると、主に30%以下の低稼働率の施設（サッカー場・野球場）、50～80%の中程度の稼働率の施設（体育館・プール等）、100%の稼働率である高稼働の施設（ターゲットバードゴルフ場）に分類できる。

② 屋外運動施設の再配置における主な課題

1) 県PFIプール施設の誘致による配置の制約

県PFIプール施設の誘致に伴い、計画地南西の約23,750㎡がPFI事業敷地となる。県プールと市施設は屋内外で連携を図るため、PFI事業敷地に隣接して市施設（体育館・公民館等）と駐車場を配置する。上記のことから、計画地南側に屋外運動施設を再配置することができない等の制約が生じる。

2) 都市公園の再整備に伴う運動施設の規模の制約

現状の神根公園の区域を拡張し、新たに都市公園として再整備することから、運動施設の規模の制約が生じる。具体的には屋内外の運動施設の面積の総計が、公園区域面積の5割以下としなければならない。

3) 公園内で歩車が混在による安全性に対する課題

現況の神根運動場は、駐車場が各運動施設近傍に分散配置され、歩車分離が図られておらず安全性に課題がある。

4) 条件付き一時利用施設の混在

現状の屋外運動施設の中に、整備事業が始まるまでの一時的な措置として行政財産使用許可を基に利用する施設がある。

③ 屋外運動施設の再配置方針

方針1) 限られた面積・法規制の中で、競技やグラウンドを集約・共用化する

同一種目で複数の競技場が確保されているものの、低い稼働率や、公園面積に対する屋外運動施設の制限を加味し、現状の競技・グラウンドを極力集約・共用化する方針として、屋外運動施設を再整備する。

方針2) 駐車場の配置と整合を図った安全性の確保

外周道路に面して駐車場を分散配置し、歩車分離を図った安全性の高い計画とする。駐車場から降車後に、主要園路等を介して、各運動施設へ至る分かりやすい配置計画とする。

方針3) 計画地の制約を踏まえ、見沼代用水沿いの豊かな自然景観と調和した配置

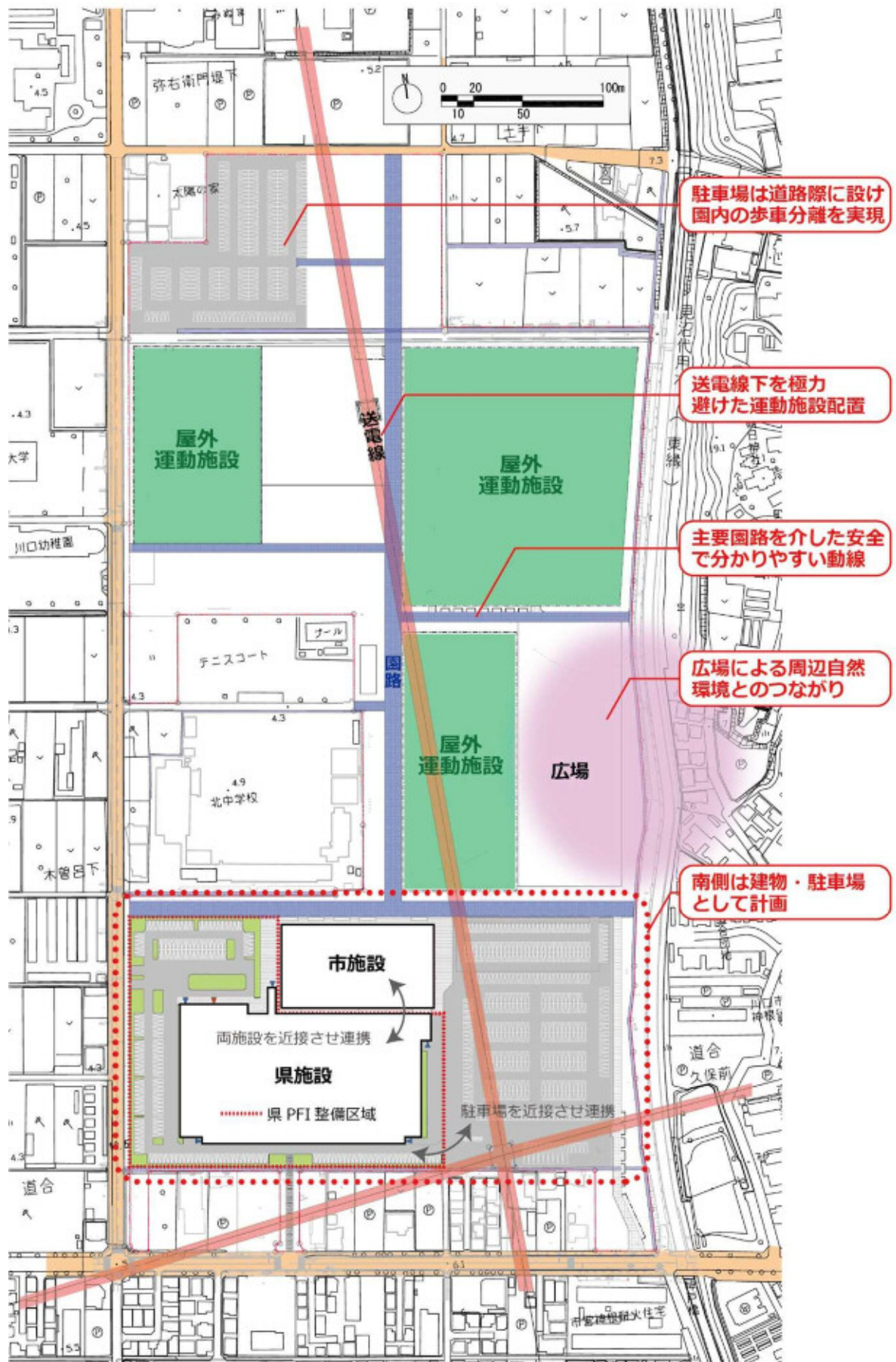
高い防球フェンスが想定される球技は、計画地を縦断する高圧送電線を極力避けた配置とする。また、公園中央部分の見沼用水路沿いは、屋外運動施設ではなく広場などを配置し、周辺自然環境との空間・景観的なつながりを確保する。

方針4) 現状の運動施設面積の確保

行政財産使用許可による一時利用施設を除外し、現状の運動施設的面積を確保する配置計画とする。

4. 配置計画の検討

(2) 屋外運動施設の配置検討



4. 配置計画の検討

(3) 公園施設の配置検討

- 公園施設の配置計画について、検討項目と検討の概要を下表に示す。

公園施設の配置検討項目	検討の概要
① 出入口・園路計画	バランスよく配置した出入口・園路について防災性の観点から必要幅員等を検討。必要出入口幅・園路幅 21.11m に対し、33m を確保した。緊急時の車両動線部は、ランク 2 の水準（概ね 5～6m）を確保した。
② 広場配置計画	大小異なる 3 つの広場を計画し、各広場の特徴と整備の方向性を検討。 広場①：メイン広場、多目的な利用・視線の抜けを考慮した芝生広場を中心に計画。 広場②：屋外運動施設と連携し、準備運動・休息・保護者の観覧等ができるスペースを計画。 広場③：駐車場至近の配置を活かし、インクルーシブ遊具や健康遊具などを計画。
③ 植栽・日陰だな配置計画	主要園路には将来的に大高木となる樹種を配植し、シンボル性のある景観を創出。見沼代用水沿いには、既存のサクラに沿って並木状にサクラを配植。広場部分は場所の特性に応じて芝生、高木を配置する。 日陰だなは日常は休憩・滞留スペース等として、災害時は可変ルーバー屋根等で屋内空間となるよう計画。
④ ベンチ・野外卓配置計画	休息・滞留を目的とし、動線沿いや広場近傍にベンチ・野外卓を設置。一部はかまどベンチとし、災害時の煮炊き等が行える計画とする。
⑤ 公園建屋（クラブハウス、トイレ、あずまや等）配置計画	クラブハウスは各屋外運動施設からアクセスしやすい公園中央に配置。 トイレは敷地のどの位置からも概ね 150m で利用できるよう分散して配置。 あずまやは休息のほかゲリラ豪雨時の退避場所となるよう、広場①・②に配置。
⑥ 駐車施設の配置計画	駐車場は、平常時 754 台（>600 台）、臨時含み 857 台（>820 台）以上を、南北に分散して歩車分離に配慮して配置。 駐輪場 250 台、バイク 20 台は各方面からのアクセスに配慮して分散して配置。
⑦ 水飲み、手洗いの配置計画	広場に設けたあずまや、日陰だなの近くに配置。
⑧ 散水施設の配置計画	屋外運動施設 2、3 は大型スプリンクラー、ミスト散水システムを計画し短時間での水撒きに配慮。芝生広場にはスプリンクラー。その他は散水栓を半径 30～50m で分散配置する。
⑨ 汚水排水管の配置計画	汚水幹線に新規排水接続ができないため、既存の下水管・特殊マンホール等に接続を行う。
⑩ 雨水貯留施設の配置計画	条例で必要な貯留量を、地下埋設式貯留槽で確保。運動施設、駐車場部分の直下に配置する。
⑪ 環境配慮施設の配置計画	園路、ランニング走路下に雨水貯留用の路盤材や、保水性舗装を用いる。
⑫ 囲障（フェンス等）の配置計画	計画地外周部の隣地・道路への飛び出しに配慮してフェンス等を配置。また受水槽・非常用発電機置場にも管理者以外の立入禁止のため、フェンスを配置。その他、インクルーシブ遊具外周にも夜間の施錠・利用時間制限のためフェンスを配置。
⑬ 照明施設の配置計画	JIS 基準に基づき各所の照度を想定。ポール灯、投光器、庭園灯等で必要照度を確保。
⑭ 防災機能の配置計画	広域避難場所としての役割を踏まえ、各所を避難場所・防災機能に機能転換。避難人口に対して一人当たり 1.7 m ² （基準 1～2 m ² ）の避難エリア面積を計画。 トイレは、日常利用のトイレとマンホールトイレを併せて目標合計 126 穴を計画。

4. 配置計画の検討

(4) 施設配置計画

- 市施設のゾーニング・動線概念図は、以下の動線の考え方を踏まえ検討した。

利用者動線（一般利用時）

1階に設けたエントランスホールより入館、エントランスホールに面した事務室で受付・もぎり（利用券購入等）を行ったのち、更衣室を経由して各目的の競技室へ移動する。更衣室は、集約して配置することで、規模のコンパクト化を図っている。ただし、この方式の場合、エントランスホール／ロビー等の移動空間で上下足が混在しやすいため、競技室近傍に下入れを設ける等、運用面も含め今後検討が必要となる。

大会利用時動線

大会利用時の競技者動線は、1階エントランスホール→更衣室→体育室となる。観客はエントランスホールに設けた階段並びにエレベーターで2階ロビーへアクセスする計画としている。大会関係諸室は競技空間に面して1階に計画し、共用通路を介して、大会関係者諸室へアクセスする。

サービス動線

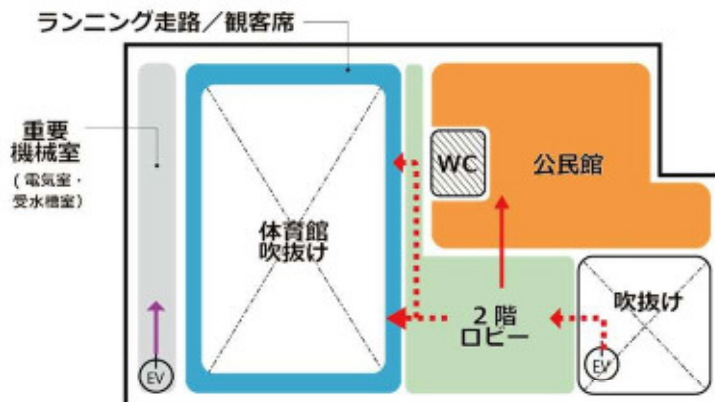
大型の器具や、設備機械関連の搬出入・更新に配慮し、1階の器具庫・機械室等には外部から直接アクセスできる動線と出入口を設けている。電気室、受水槽室の重要機械室は、水害等に配慮し2階に設け、機器搬出用のエレベーターを用いて、外部からの搬出入が容易な計画としている。大型設備更新等の際に、隣接した県駐車施設を利用する等、県側との調整が必要となる。

その他機能の出入口

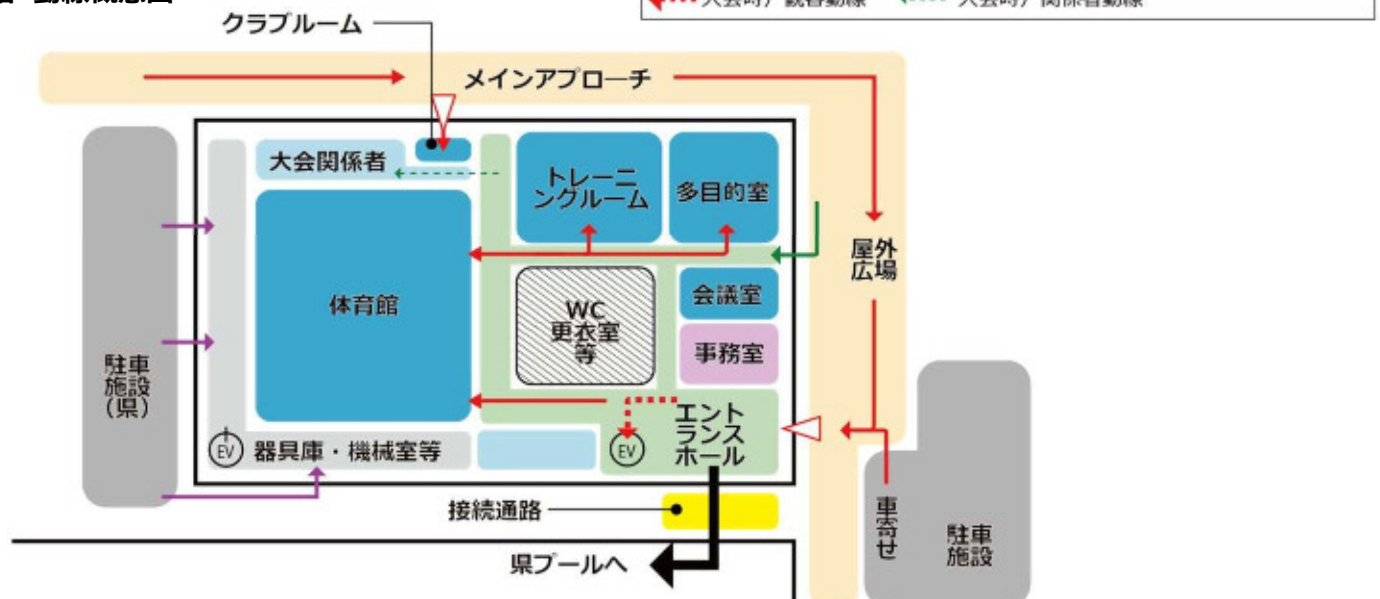
1階エントランスホールに面した主出入口の他、独立した利用・運用が想定されるクラブルームには個別に出入口を設けている。また、管理者の最終退出等も兼ねた出入口も計画している。

市施設のゾーニング・動線概念図

■ 2階 動線概念図



■ 1階 動線概念図

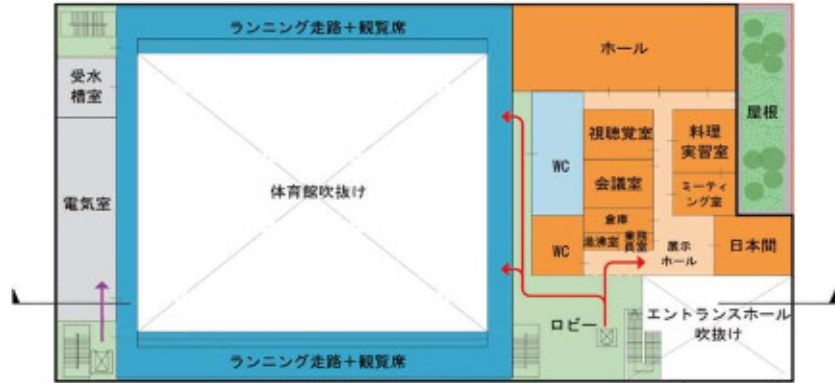


4. 配置計画の検討

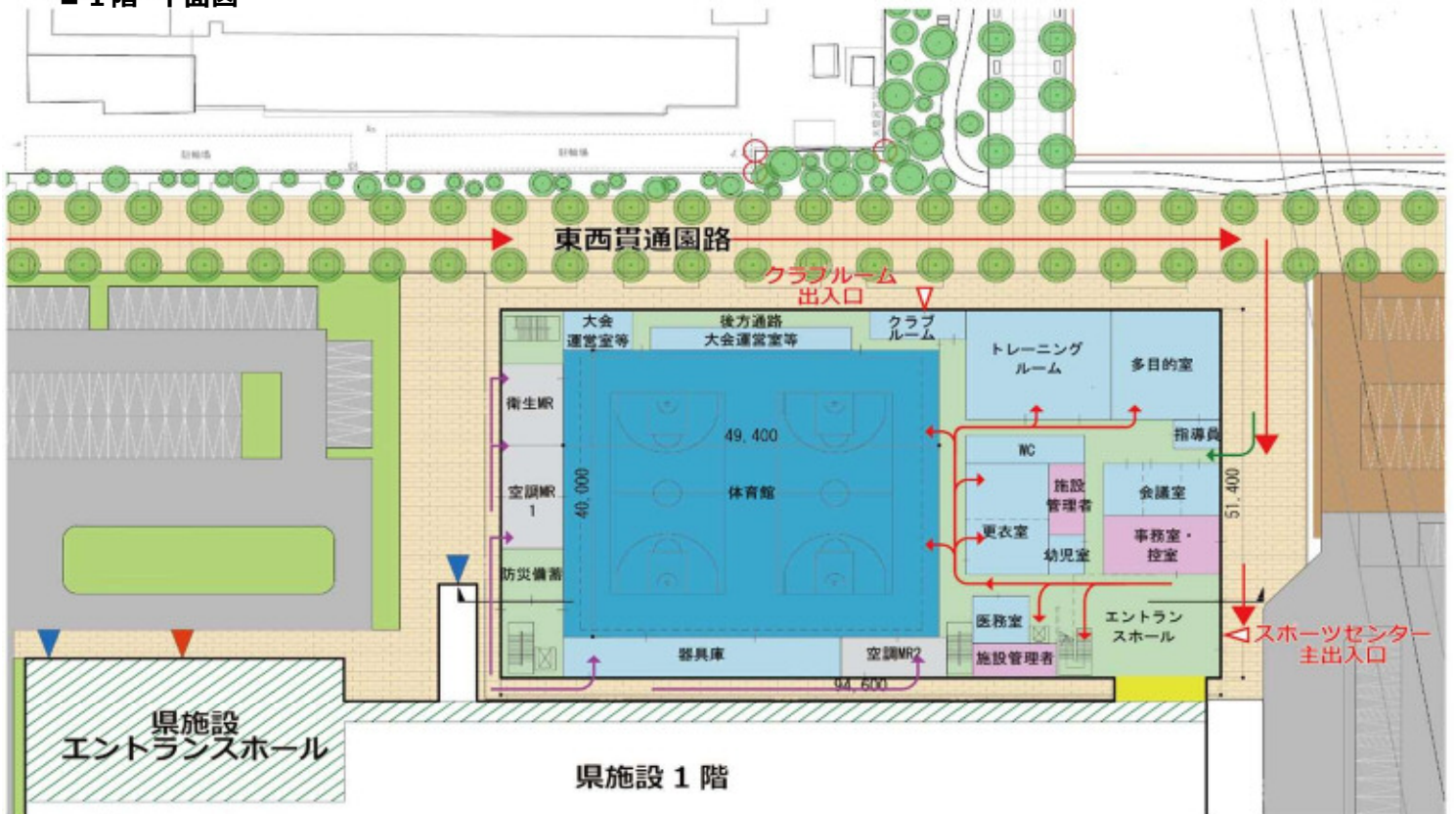
(4) 施設配置計画

- 市施設の概略平面図、断面図を以下のとおり検討した。

■ 2階 平面図



■ 1階 平面図



■ 断面模式図



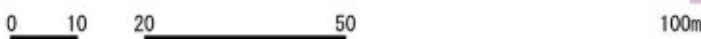
動線凡例

- 利用者動線 (User movement line)
- サービス動線 (Service movement line)

- 施設管理者動線 (Facility manager movement line)

機能凡例

- 競技諸室 (Competition rooms)
- 競技付帯諸室 (Competition-related rooms)
- 管理運営諸室 (Management and operation rooms)
- 共用諸室 (Common rooms)
- 機械諸室 (Mechanical rooms)
- 公民館機能 (Citizens' center functions)



4. 配置計画の検討

(5) 各種規制値の確認

- ① 公園施設の設置率、② 運動施設の設置率、③ 緑化率等を検討し、いずれも規制値を満足することを確認した。

① 公園施設の設置率

建蔽率対象施設		面積 (㎡)
番号	名称	
①	建物部分 (市+県)	17,300 ㎡
②	建物部分 (クラブハウス)	150 ㎡
③	公園トイレ (4箇所)	200 ㎡
④	東屋	300 ㎡
合計		17,950 ㎡
公園施設の設置率		10.88 %

≧22% OK

② 運動施設の設置率

運動施設率対象施設		面積 (㎡)
番号	名称	
①	建物部分 (市+県+デッキ)	17,300 ㎡
②	屋外運動施設1	11,200 ㎡
③	屋外運動施設2	22,300 ㎡
④	屋外運動施設3	9,700 ㎡
合計		60,500 ㎡
運動施設率		36.67 %

≧50% OK

③ 緑化率 (上段) 接道緑化長さ (下段)

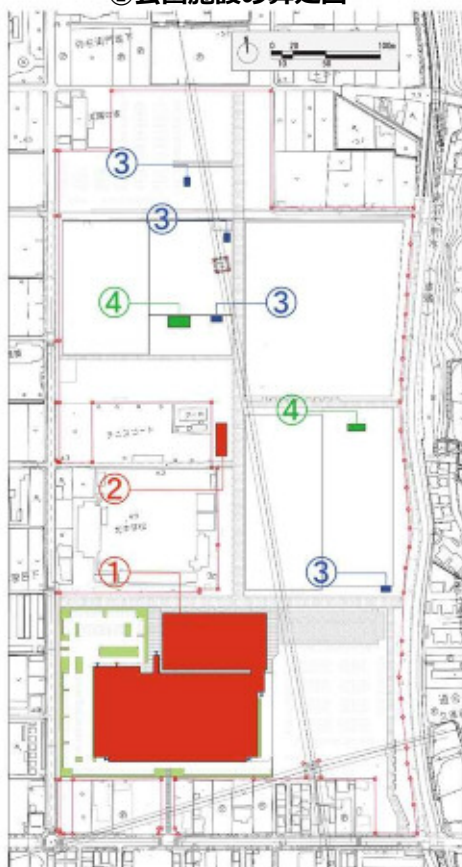
緑化算定対象		面積 (㎡)
番号	名称	
①	樹木による緑化	24,400 ㎡
②	緑地帯 (樹木不足も踏まえ×係数0.9)	6,000 ㎡
③	芝生等 (面積×係数0.9)	8,700 ㎡
④	単独木	2,200 ㎡
⑤	駐車場緑化ブロック等 (9㎡/台×554台で試算)	4,900 ㎡
⑥	太陽光発電 又は 屋上緑化部分	2,500 ㎡
⑦	県施設緑化面積	2,100 ㎡
合計		50,800 ㎡
緑化率		30.79 %

≧25% OK

緑化算定対象		緑化長さ (m)
番号	名称	
①	樹木による緑化 (県施設部除外)	460 m
合計		460 m
緑化率		64.31 %

≧50% OK

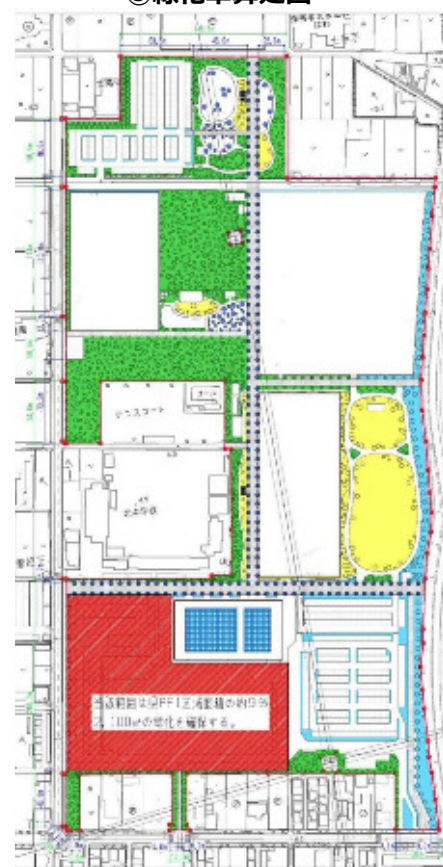
① 公園施設の算定図



② 運動施設の算定図



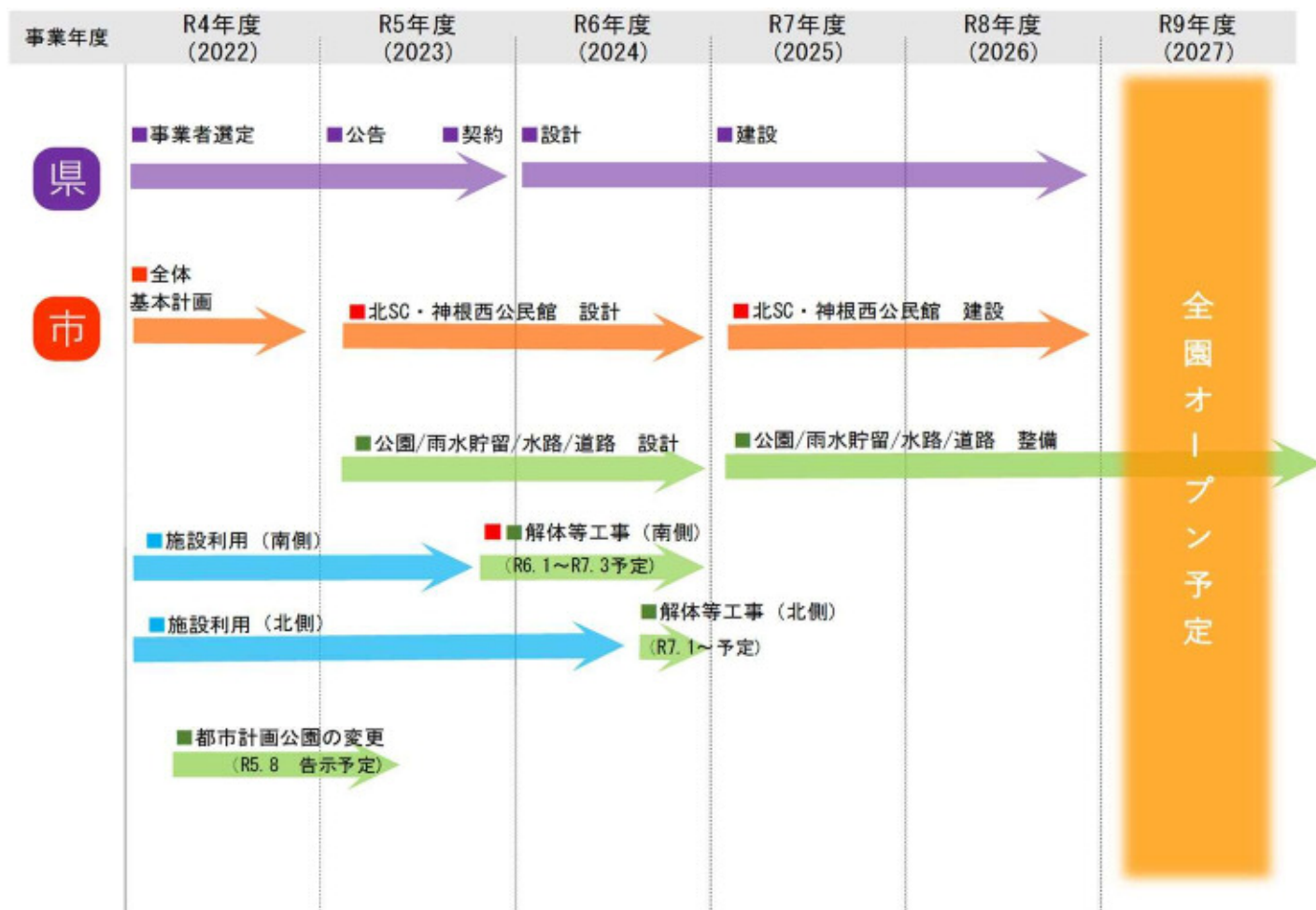
③ 緑化率算定図



5.事業スケジュールの検討

- 埼玉県の屋内50m水泳場整備事業は、令和5年度中に事業者と契約締結し、令和6年度から令和8年度までを設計・建設期間とし、令和9年度にオープンを目指すこととしている。
- 本事業は、県水泳場建設に伴い、北スポーツセンター及び神根西公民館を含む神根運動場周辺を一体的に整備する事業であることから、令和5・6年度に設計、令和7年度から工事を行い、県水泳場のオープンに合わせ進めていくことを想定する。
- 施設の解体等に係る工期を考慮し、施設の利用可能期間を事前に周知するとともに、利用調整を図る必要がある。
- 都市計画公園の変更後、公園区域内の用地の取得、道水路の処理及び周辺道路の改変等が併せて必要となる。
- 工事着手前または供用開始前に、建築基準法等に基づく許認可や都市公園条例などの各種法規制に基づく供用開始の手続きを行うことを想定する。

事業スケジュール



6.公園整備の実現に向けた検討

- 市施設を含めた整備予定施設の管理・運営計画を検討した。公園の管理は、都市環境の改善・向上、都市の防災性の向上、スポーツや観光など多様なレクリエーションへの対応、都市景観の向上など、公園に求められる機能を十分に発揮するため行うこととする。また、行政および市民、事業者など多様な主体が係わるため、それぞれの役割を明確にし、一定以上の管理の質が確保されるよう、管理内容のチェックや利用者の満足度が高まるよう柔軟に対応する。

①管理運営の体制と業務内容案

- 市施設については従前の管理運営方法を踏襲することを基本とする。
- 市施設と県プール施設が合築整備されるという複合施設の特徴を最大限に活かせるよう、市及び県や指定管理者、関係団体等が適切な連携を図りながら施設の管理運営を行っていく体制が必要である。また、施設利用者からの意見や要望を当該施設の管理運営に取り入れるような仕組みづくりも行っていくこととする。
- 市施設及び神根公園・神根運動場の管理業務については、右に示す内容（案）が想定される。

業務内容(案)

業務内容（案）	
基本事項	
施設の管理運営方針等の決定	
施設間の連絡調整に関する業務	
総務・経理（事業計画、事業報告等）に関する業務	
総合受付、予約管理、利用案内・誘導等の業務	
備品管理	
駐車場管理	
施設巡回	
市施設	
教室、イベント等のスポーツ推進 事業に係る企画・実施	
スポーツ関連情報の収集・提供	
トレーニング指導・健康体力づくり相談の実施	
施設の貸出管理（受付・承認・使用料金の収受）	
施設の維持管理（設備保守、清掃、保安警備、修繕等）	
神根公園・神根運動場	
公園施設の貸出管理（受付・承認・使用料金の収受）	
グラウンド整備	
維持管理（植栽管理、清掃、警備、保守、修繕等）	
公園内でのイベント企画・実施	

②管理運営における基本事項

- 市施設を含めた整備対象施設の開館日と開館時間については従前通りの管理運営を踏襲する。
- 右に貸出対象諸室（案）を示す。これらの施設の各諸室については、スポーツや生涯学習の推進のため、これまでのように個人や関連団体に対して貸出を行う。
- 利用手続きは、従前の管理運営方法を基本としつつ、施設利用者の利便性に配慮する。
- 諸室の利用料金については、市民全体の負担の公平性の観点から、受益者負担を原則とする。
- 災害時には、施設内への市民の立ち入りを制限して平常時の施設利用から機能転換を行い、屋外運動施設及び広場を避難スペースとする。

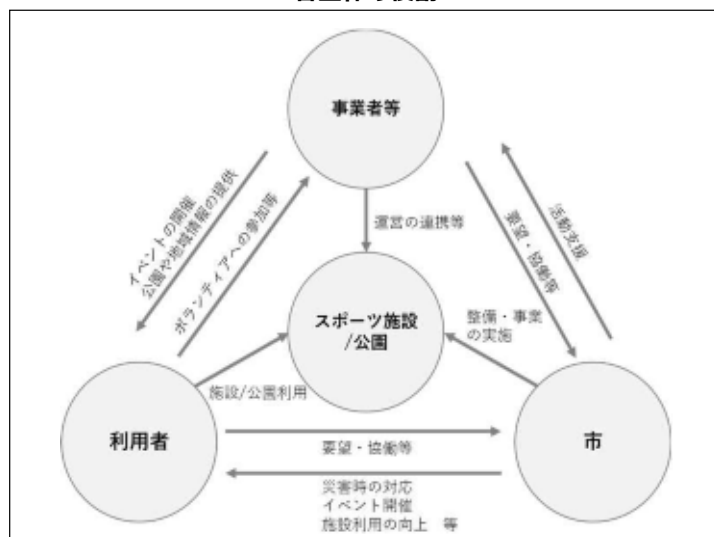
貸出対象の諸室（案）

施設名	階数	対象諸室
市施設（北スポーツセンター関係の諸室）	1階	体育館
	1階	クラブルーム
	1階	トレーニングルーム
	1階	多目的室
	1階	会議室
市施設（神根西公民館関連の諸室）	2階	ホール
	2階	視聴覚室
	2階	料理実習室
	2階	ミーティング室
	2階	日本間
	2階	会議室
	2階	倉庫
神根公園・神根運動場	—	屋外運動施設1
	—	屋外運動施設2
	—	屋外運動施設3

③管理運営の主体と役割分担

- スポーツ・運動場整備と公園整備を契機に、多様な主体・世代に親しまれる管理運営・利活用を行うためには、主な利用者であるスポーツ団体をはじめ、教育機関や医療機関等の事業者、地域と行政が連携することが不可欠となる。施設整備後は、それぞれの得意分野を活かして、持続可能な管理運営ができる体制を構築する。
- 多様な主体による公園施設の管理運営や、地域の事業者がイベントや清掃等に関わることで、地域に根付いた公園となり、特色ある公園となることが期待される。

各主体の役割



7. 事業化に向けた課題

- 基本計画における課題、今後の検討・協議等が必要な項目と、それに対する対応・検討の方針について整理し、以下の表にまとめた。

今後の課題整理表

主な今後の検討項目			今後の対応・検討方針
大項目	小項目	内容	
区域に関する内容	道路区域の設定	公園区域（敷地）の決定に際して、周辺道路の拡幅整備など、道路区域の設定が必要。	発生交通負荷を鑑み、幹線44号線を中心に拡幅等の手続きを継続して進める。
	区域内道路・水路の廃止等	公園区域（敷地）の決定に際して、区域内の道路は必要に応じて廃道等の手続きを行うことが望ましい。	基本計画の方針に沿って、残す必要がない道路・水路の廃止手続きを進めるとともに、廃止しない水路については、暗渠化等の対策を継続検討する。
	未買収地の対応	公園区域（敷地）の決定に際して、区域内の権利者の合意形成が必要。	近隣地権者に対する計画内容の周知と用地取得交渉が必要。公園都市計画決定等の手続き前には、地権者との合意が望ましい。
	区域内 既存電柱の移設	計画地内を南北に電柱が縦断しており、公園整備計画に併せた一時的な移設・盛替え等が必要。	関連インフラ事業者と協議し、移設ルート・期間・盛替え位置等の検討を行う。
機能・配置に関する内容	市施設導入機能・仕様の深度化	基本計画案をもとに導入機能の深度化を行うとともに各室の仕様やクライテリア（設計と件）を定める。	基本設計にて、建物側の設計と条件を取りまとめる。
	県施設規模との調整	PFI事業で公募される県施設の配置、規模設定と、市施設／公園設計の調整が必要。	PFI公募結果に応じて、機能・動線・デザイン等について適宜調整を図る。
	川口市景観計画との調整	市／県施設ともに、川口市景観計画で定める高さ規定を超える為、関係機関との調整が必要。	県施設のPFI公募結果に併せて、市・県両施設で景観と調和した施設検討を行い、川口市景観形成委員会に諮問する。
	屋外運動施設の深度化	今後の運営・維持管理面を含めた持続的な公園施設の導入可否を検討。	収益性のある競技種目の導入も含め、引き続き屋外運動施設の機能・規模を検討する。
	屋外運動施設の配置計画	限られた面積・法規制による制約を踏まえた効果的な配置の検討。	上記、屋外運動施設の深度化・再整理に併せて、継続して配置計画を検討する。
	駐車場の規模・配置の更新	市・県両駐車施設で連携し、必要な駐車需要を満足する規模、配置を検討する。	県施設の規模・配置の確定に併せて、改めて駐車台数と配置の検討を行う。
	公共交通の検討	路線バス等のルート変更、増便や計画地内への乗り入れの検討を行う。	現状・将来の路線需要等を鑑み、県並びにバス事業者と継続して協議を行う。
	雨水貯留施設の規模・工法の精査	事業費の多くを占める雨水貯留施設の規模・工法の検討。	コスト削減、工期短縮等を視野に、貯水量の詳細検討や工法の精査を行う。また、県整備区域内における雨水貯留量の確保・分担についても協議を行う。
	公園受水槽の精査	必要な水使用に際して、継続して受水方式の検討を行う。	周辺インフラの負荷状況を鑑み、受水方式（受水槽の必要性、直結方式等）について、関係課と協議・検討を行う。
下水方式の精査	下水処理方式に関して、継続して検討を行う。	既設下水管に対する新規での接続可否等を含め、関係課と協議・検討を行う。	
各種仕様の精査	舗装、植栽、遊具等について継続して仕様の精査を行う。	基本計画の機能・規模を踏まえて、詳細な仕様を継続して検討する。	
スケジュール・工事に	市施設	令和9年の供用開始を踏まえ工事・申請スケジュール等を継続して検討を行う。	基本設計での建物計画・形状の深度化に併せて、必要な工期算定を行う。
	公園	供用開始時期と工期分けも含め、工事スケジュールの検討を行う。	工事範囲・規模が広範となることから、工区・工期分けの必要性や、段階的な供用開始等も含め、継続して検討を行う。
	県施設との連携	設計・建設期間の詳細が不透明な県施設との調整・連携を図る。	PFI事業者決定に併せて、両施設で連携が必要な項目（申請、道水路、雨水貯留の分担等）を整理・調整を図る。
	都市計画	施設の工事・申請に先立ち、都市計画変更（公園区域変更）を行う。	施設の申請、既存施設の解体に先立ち、都市計画変更と公園の区域決定・事業認可、既存公園施設等の廃止条例手続きを行う。

※赤文字の項目については、今後特に協議・検討が必要な事項とする。

3章 事業手法の検討

1. 施設等の供用部分に関する検討

- 共同整備の対象範囲における県市の分担と共同整備における費用負担について、以下のように整理した。

共同整備の対象範囲における県市の分担

	整備	運営維持管理
市施設	市単独+県と一部共同 (外観・構造・機能を一体性のある建物とするため、設計については県と協議・調整)	市単独
県プール施設	県単独	県単独
駐車場	県単独 (PFI事業敷地に約200台の駐車場を整備) 市単独 (県の事業敷地東側の市の事業敷地に約300台の駐車場を整備)	市及び県
神根公園・神根運動場屋外施設	市単独	市単独

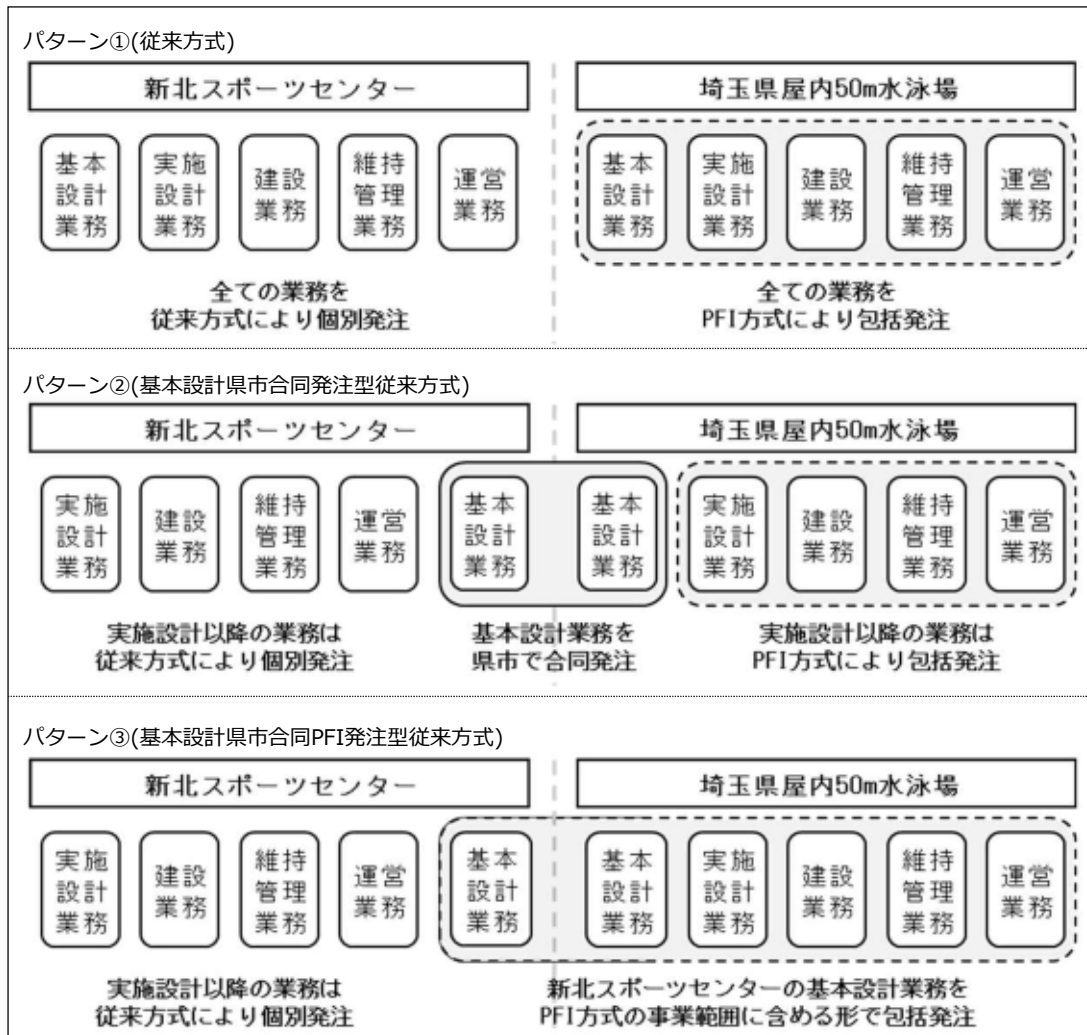
共同整備における県市の費用負担

	市の負担額	県の負担額
市施設	○整備費 ○運営維持管理費	市施設への変更/新規対応が生じた場合にかかる費用
接続デッキ	○整備費	(負担なし)
県プール施設	県プール施設への変更/新規対応が生じた場合にかかる費用	○整備費 ○運営維持管理費
駐車場	○整備費 ○運営維持管理費 市の事業敷地に約300台の駐車場を整備	○整備費 ○運営維持管理費 PFI事業敷地に約200台の駐車場を整備
神根公園・神根運動場屋外施設	全額を市が負担	(負担なし)
既存施設の解体処分、整地	全額を市が負担	(負担なし)

2. 事業の評価及び事業手法の決定

- 事業手法については、従来方式を基本としつつ、想定し得る県市合築・PFI方式の利点も取り入れることができるパターンを3つに整理した。また、本市の立場からどの方式が望ましいと考えられるか、定性的に比較検討を行った。

事業スキームイメージ図



- 本事業においては、「地元への経済効果」と「維持管理・運営における市の意向反映」をいかに発揮し、スポーツを軸とした長期にわたる事業の継続性、その結果として市民が長期にわたり便益を享受でき、地域コミュニティの醸成や健康増進等といった周辺地域も絡めたまちづくり効果を発現することが極めて重要であることから、市施設のみを考慮した事業方式である「パターン①（従来方式）」を採用することが最も望ましい事業手法であるといえる。
- 市及び県の重視する項目をバランスよく満たす「パターン②」「パターン③」は、PFI方式により市及び県施設を同一の民間事業者が運営することで、財政負担の軽減といったコストメリットの発現が期待されるものの、本市の重要事項を上回るほどのメリットの発現は見込みにくい。
- なお、必要に応じて市施設は県プール施設に合わせた設計を行うこととし、設計及び施工調整に協力・連携を図ることとする。

事業手法の比較評価

		パターン①	パターン②	パターン③
本市の重視する項目	地元への経済効果	建設業務が、地元事業者にとっても参画しやすい従来方式であるため、地元への経済効果を見込みやすい。	同左	同左
	維持管理・運営における市の意向反映	従来方式のため、市の意向に沿った施設の維持管理・運営を行える。	同左	同左
	事業者選定における市の意向反映	市の単独事業のため、市の意向に沿った事業者を選定することができる。	県との合同発注となるため、市の意向に沿った事業者選定を行うことができない可能性がある。	県との合同発注となり、かつ事業における県施設の比重が大きいため、市の意向に沿った事業者選定を行うことができない可能性が高い。
	設計業務における市の意向反映	設計業務が仕様発注となるため、意向を反ししやすい。	設計業務は仕様発注だが、県との合同発注となるため市の意向を満足に反映させることができない可能性がある。	設計業務が性能発注となり、かつ県との合同発注となるため、市の意向を満足に事業に反映させることができない可能性がある。
県の重視する項目	施設整備における事業の効率化	従来方式のため、従来通りである。	設計業務を県市合同で実施するため、施設整備の効率化を一定程度図ることができる。	同左
	維持管理・運営における事業の効率化	従来方式のため、従来通りである。	同左	同左
	財政負担の平準化効果	建設業務を従来方式により実施するため、従来通りである。	同左	同左
その他	競争性の確保	建設業務が従来方式により発注されるため、多くの事業者にとって参画しやすく競争性を確保しやすい。	同左	同左
総合評価		市の重視する項目を全て満足しており、事業方式として最も望ましい。	市の重視する項目と県の重視する項目をある程度満たしているが、県プール施設の整備スケジュールが遅延する可能性があるため、他の事業手法より評価が劣る。	市の重視する項目と、県の重視する項目をある程度満たしているが、設計内容や事業者選定に市の意向が反映されない可能性があるため、他の事業手法より評価が劣る。